

川崎市出産・子育て応援事業実施要綱

令和5年2月20日

4川ここ福第2439号

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、国が定める令和4年12月26日子発1226第1号「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」の別紙「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」(以下「国要綱」という。)に基づき、市が実施する出産・子育て応援事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 本事業の実施及び実施に当たり必要な事務等は、その一部又は全部を適切に執行できる事業者に委託できるものとする。

(事業の対象)

第3条 本事業は、市内に住所を有する妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯を対象とする。

2 前項に定める者のほか、市長が特に必要と認めた者については、本事業の対象とすることができるものとする。

(伴走型相談支援の内容)

第4条 伴走型相談支援は、次の各号で定める内容を実施するものとする。

- (1) 川崎市母子保健法施行細則第14条等に基づいて実施する妊娠届出において、妊婦本人に対して実施する面接等
- (2) すべての妊婦に対し妊娠7か月頃にアンケートを送付し、アンケートの回答内容により、面接等を希望する者及び妊婦の状況等から支援が必要と市が判断した者に対して実施する妊娠8か月面接等
- (3) 川崎市母子訪問指導事業実施要綱第5条に基づいて実施する新生児訪問、同要綱第6条に基づいて実施する未熟児訪問又は川崎市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱に基づいて実施するこんにちは赤ちゃん訪問における出生した児童を養育する者に対して実施する面接等
- (4) 第1号、第2号及び前号に定める面接の実施後に行う妊婦・子育て世帯に向けたかわさき子育てアプリ等を活用したプッシュ型による子育て支援等に関するイベント情報等の情報発信や、随時の相談受付等

(伴走型相談支援の特例)

第4条の2 前条第2号及び第3号で実施する面接等の対象者が、里帰り先の市町村で面接等を希望した場合は、市長は、里帰り先の市町村に面接等の実施を依頼することができる。また、対象者の住所がある市町村より同様の理由による面接等の依頼があった場合は、市長は、前条第2号及び第3号で定める面接等を実施するものとする。

2 前条第1号、第2号及び第3号で実施する面接等の対象者のうち、流産又は死産した者及び対象児童が死亡した者については、面接等の実施は不要とする。
(伴走型相談支援の実施体制等)

第5条 伴走型相談支援は、各区役所地域みまもり支援センターにおいて実施するものとする。なお、支援の一部を委託により実施する場合は、各区役所地域みまもり支援センターは、委託事業者と連携して支援に向けた調整を行うものとする。

2 面接等に従事する者は、保健師、助産師又は看護師の資格を有し、かつ本事業に関する専門的知識及び経験を有し適切に相談支援を行うことができる者とする。

(伴走型相談支援の実施方法)

第6条 第4条第1号、第2号及び第3号で定める伴走型相談支援の面接等は、原則として、オンラインを含む対面による方法で実施するものとする。ただし、対面による面接等を行うことができないやむを得ない事情がある場合や、各区役所地域みまもり支援センターが適当であると認める場合には、電話により実施することができる。

(相談記録の管理)

第7条 各区役所地域みまもり支援センターは、第4条第1号、第2号、第3号及び第4条の2で実施したそれぞれの面接等における個別の相談記録を適切に管理するものとする。

2 第4条の2第1項で実施した面接等の相談記録は、対象者の里帰り先の市町村又は住所がある市町村と連携を図り共有するものとする。

(関係機関との連携)

第8条 伴走型相談支援をより効率的かつ効果的に実施していくため、国要綱別添に基づき実施する出産・子育て応援給付金(以下「出産・子育て応援給付金」という。)の支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面接等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施するものとする。

(出産・子育て応援給付金の内容)

第9条 出産・子育て応援給付金は、次の各号で定める内容を実施するものとする。

(1) 対象となる妊婦の妊娠1回あたり5万円を支給するもの(以下「出産応援ギフト」という。)

(2) 対象となる児童1人あたり5万円を支給するもの(以下「子育て応援ギフト」という。)

(出産・子育て応援給付金の申請方法)

第10条 出産・子育て応援給付金の申請は、市長が別に定める方法により川崎市簡易版電子申請サービスを利用して行うことができる。

(出産応援ギフトの支給対象者)

第11条 出産応援ギフトは、次の各号に掲げる者のうち、出産応援ギフトの申

請時点で市内に住所を有する者に対して支給するものとする。

- (1) 令和5年3月1日以降、令和7年4月1日より前に妊娠の届出をした妊婦（以下「支給妊婦」という。）。ただし、産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。
 - (2) 令和4年4月1日以降、令和5年3月1日より前に出生した児童の母（以下「遡及支給妊婦」という。）。ただし、妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。
 - (3) 令和4年4月1日以降、令和5年3月1日より前に妊娠の届出をした妊婦（以下「遡及支給妊婦」という。）。ただし、妊婦であった者を含み、前号に該当する者を除く。
- 2 前項の規定に関わらず、申請時に市に住所を有しない支給妊婦又は遡及支給妊婦であっても、やむを得ない特別な事情が認められる場合は出産応援ギフトを支給することができる。

（支給妊婦に対する出産応援ギフトの申請手続）

第12条 支給妊婦に対する出産応援ギフトの支給を受けようとする者（以下「出産応援ギフト申請予定者」という。）は、第4条第1号で定める面接等を受けた後、川崎市出産応援ギフト申請書（第1号様式）に、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本市が本事業の適切な実施のために関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意その他必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて市長へ申請を行うものとする。

- (1) 振込先となる金融機関の口座番号等が確認できる書類
- (2) 妊娠の事実が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 紛失等により出産応援ギフト申請予定者が前項第2号の書類を添付できない場合は、産科医療機関等が発行した妊娠を証明する文書を添付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、申請前に流産又は死産した場合のほか、やむを得ない特別な事情が認められる場合は、出産応援ギフト申請予定者は、第4条第1号で定める面接等を受けることなく、市に対して第1項各号に掲げる書類を添えて出産応援ギフト申請書を提出できるものとする。

（遡及支給妊婦に対する出産応援ギフトの申請手続）

第13条 遡及支給妊婦に対する出産応援ギフト申請予定者は、川崎市出産応援ギフト（遡及分）申請書（第2号様式）に、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本市が本事業の適切な実施のために関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意その他必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて市長へ申請を行うものとする。

- (1) 振込先となる金融機関の口座番号等が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 第11条第2号に該当する遡及支給妊婦は、子育て応援ギフトの申請と併せて申請できるものとし、その場合は、市に対して前条各号に掲げる書類を添え

て川崎市出産・子育て応援ギフト（遡及分）申請書（第3号様式）を提出するものとする。

（出産応援ギフトの申請期限）

第14条 第12条による申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他出産応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により出産応援ギフト申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができるものとする。この場合であっても、令和8年3月31日以降の支給の申請はできないものとする。

2 前条による申請は、令和5年8月31日までに行うものとする。ただし、災害その他出産応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により出産応援ギフト申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができるものとする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。

（子育て応援ギフトの支給対象者）

第15条 子育て応援ギフトは、次の各号に掲げる対象児童（子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であつて、令和5年3月1日以降、子育て応援ギフトの申請時点で市内に住所を有する者に対して支給するものとする。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。

(1) 令和5年3月1日以降、令和7年4月1日より前に出生し、かつ市内に住所を有する児童を養育する者（以下「支給養育者」という。）

(2) 令和4年4月1日以降、令和5年3月1日より前に出生し、かつ市内に住所を有する児童を養育する者（以下「遡及支給養育者」という。）

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

3 第1項の規定に関わらず、申請時に市に住所を有しない支給養育者又は遡及支給養育者であっても、やむを得ない特別な事情が認められる場合は子育て応援ギフトを支給することができる。

（支給養育者に対する子育て応援ギフトの申請手続）

第16条 支給養育者に対する子育て応援ギフトの支給を受けようとする者（以下「子育て応援ギフト申請予定者」という。）は、第4条第3号又は第4条の2で定める面接等を受けた後、川崎市子育て応援ギフト申請書（第4号様式）

に、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本市が本事業の適切な実施のために関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意その他必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて市長へ申請を行うものとする。

- (1) 振込先となる金融機関の口座番号等が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、申請前に対象児童が死亡した子育て応援ギフト申請予定者については、対象児童の死亡日において市に住所を有していた場合のほか、やむを得ない特別な事情が認められる場合は、第4条第3号又は第4条の2第1項で定める面接等を受けることなく、市に対して前項各号に掲げる書類を添えて子育て応援ギフト申請書を提出できるものとする。

(遡及支給養育者に対する子育て応援ギフトの申請手続)

第17条 遡及支給養育者に対する子育て応援ギフト申請予定者は、川崎市子育て応援ギフト(遡及分)申請書(第5号様式)に、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本市が本事業の適切な実施のために関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意その他必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて市長へ申請を行うものとする。

- (1) 振込先となる金融機関の口座番号等が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(子育て応援ギフトの申請期限)

第18条 第16条による申請は、第4条第3号又は第4条の2で定める面接等を受けた日の翌日から3か月以内に行うものとする。ただし、災害その他子育て応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により子育て応援ギフト申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができるものとする。この場合であっても、対象児童が1歳に達する日以降の最初の3月31日(令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日)以降は支給の申請はできないものとする。

2 前項の規定に関わらず、令和7年3月31日に出生した児童の養育者は、令和8年3月31日以降の支給の申請はできないものとする。

3 前条による申請は、令和5年8月31日までに行うものとする。ただし、災害その他子育て応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により子育て応援ギフト申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができるものとする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。

(出産・子育て応援給付金の審査及び決定通知の送付)

第19条 市長は、第12条若しくは第13条又は第16条若しくは第17条の規定に基づき支給の申請を受け、その内容を審査し、支給の可否を決定して、

川崎市出産・子育て応援給付金支給決定通知書（第6号様式）又は川崎市出産・子育て応援給付金不支給決定通知書（第7号様式）を申請者へ通知するものとする。

2 市長は、支給を決定する場合において必要があると認めるときは、当該決定に関し必要な事項について申請者に報告を求め、関係機関等に照会するものとする。

（出産・子育て応援給付金の支給）

第20条 市長は、前条により支給を決定した者に対し、第9条に定める金額を、支給を決定した者の指定する口座に振り込むことで支給を行うものとする。

（出産・子育て応援給付金の返還）

第21条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるときは、その者に対し、すでに支給した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第22条 出産・子育て応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（事業の周知）

第23条 市長は、事業の円滑な実施を図るため、関係機関等の協力を得ながら、市民に対して事業の周知徹底を図るものとする。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。ただし、第4条第2号の規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。